

航空事故調査報告書  
バードマン式チヌークWT-2S型超軽量動力機  
愛媛県温泉郡重信町  
昭和62年10月18日

昭和63年11月30日  
航空事故調査委員会議決  
委員長 武田 峻  
委員 薄木 正明  
委員 西村 淳  
委員 東 昭  
委員 竹内 和之

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

バードマン式チヌークWT-2S型超軽量動力機は、昭和62年10月18日11時15分ごろ愛媛県温泉郡重信町牛渕の空き地で地上滑走中に浮揚し、操縦者が不時着を試みたが、重信川河川敷に墜落した。

同機には操縦者のみが搭乗していたが、重傷を負った。

同機は大破したが、火災は発生しなかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和62年10月19日運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

#### 1.2.2 調査の実施時期

昭和62年10月19日～20日 現場調査

#### 1.2.3 原因関係者からの意見聴取

**607001**

意見聴取を行った。

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

バードマン式チヌークWT-2S型超軽量動力機は、昭和62年10月18日11時ごろから愛媛県温泉郡重信町牛渕の重信川に隣接する空き地（長さ約200メートル、幅約30メートル）において、操縦者が機体の状況を確認する目的で前席に搭乗し、地上滑走を数回行った。

その後の事故発生に至るまでの状況は、操縦者及び目撃者の口述によれば次のとおりであった。

同機は、操縦者が地上滑走で出力レバーを大きく操作した際、突然浮揚して風に流され、左に偏向した。

操縦者は、左側が段差約3メートルの堤防斜面で、その下が河川敷となっているため危険を感じ、とっさにエンジン出力を最大にした。

同機は、左に偏向しながら河川敷の上空高度約10メートルに上昇した。

操縦者は、河川敷に不時着しようと思ってエンジン出力を絞り、辺りを見回したが前方が土砂の盛り上がった荒れ地であったため、そのまま飛行を続け、前方には適当な場所が見当たらなかったため反対方向から河川敷へ不時着しようと考えた。

同機は、重信川河川敷の上空を高度約10メートル、速度55~60キロメートル／時で水平飛行して反方位への右旋回を行った後、機首下げ状態となつたため操縦者が操縦かんを引いたが、機体は一瞬機首を上げた後、直ぐに機首下げとなり河川敷に墜落した。

事故発生時刻は、11時15分ごろであった。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者は重傷を負った。

### 2.3 航空機の損壊に関する情報

#### 2.3.1 損壊の程度

大 破

607002

### 2.3.2 航空機各部の損壊の状況

機首部	破 損
ボディ・チューブ	破 損
右主翼ストラット(2本)	変 形
左主翼ストラット(2本)	変 形
プロペラ	ブレード2枚破断

### 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

### 2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 45歳  
自家用操縦士技能証明書 第6318号 昭和50年3月28日

限定事項	
飛行機陸上単発	
飛行機(超軽量動力機を除く)による飛行時間	約640時間
超軽量動力機(ロバートソン式B1-RD型)による飛行時間	約200時間

### 2.6 航空機に関する情報

#### 2.6.1 航空機

型 式	バードマン式チヌークWT-2S型(複座)
製造年月	1984年10月
製造番号	00272
総飛行時間	20時間(推定)

#### 2.6.2 エンジン

型 式	ロータックス式503型
燃 料	混合燃料(30:1)

### 2.7 気象に関する情報

事故現場の東北東約4キロメートルに位置する東温泉等事務組合消防本部の事故当日の気象観測値は、次のとおりであった。

607003

10時00分

天気 晴れ、風向 北、風速0.5メートル/秒、気温20.8度C、湿度65.4パーセント

11時00分

天気 晴れ、風向 北西、風速0.5メートル/秒、気温21.3度C、湿度62.3パーセント

12時00分

天気 晴れ、風向 西北西、風速3メートル/秒、気温22.2度C、湿度65.7パーセント

操縦者によれば、事故当時、事故現場付近には北の風が吹いていたとのことである。

### 3 事実を認定した理由

#### 3.1 解析

3.1.1 同機は、調査結果から、事故発生まで異常はなかったものと推定される。

3.1.2 同機のオーナーズ・マニュアルによると、着陸進入速度は50マイル/時(80キロメートル/時)で、タッチダウン速度は43~45マイル/時(69~72キロメートル/時)となっているが、同機は浮揚後、速度55~60キロメートル/時で飛行しており、これは、操縦者が同機の基本的な飛行の要領を把握していなかったことによるものと認められる。

3.1.3 操縦者によれば、反方位への右旋回を終えた後、機首下げ状態となつたため操縦かんを引いたが、機体は一瞬機首を上げた後、直ぐに機首下げとなり墜落したことであるが、低速度で飛行していた同機は、この操作により失速に陥り、墜落したものと推定される。

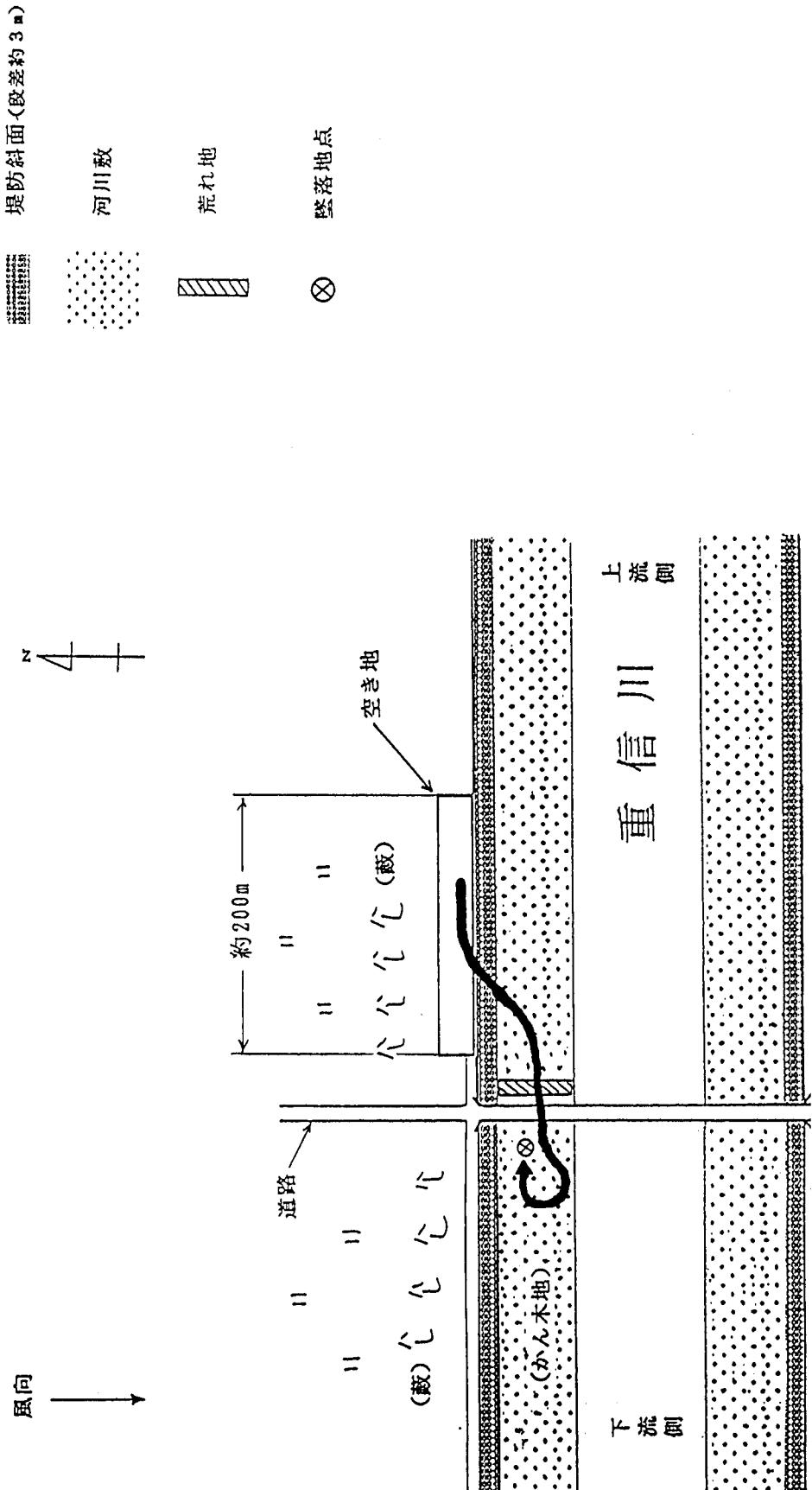
### 4 原因

本事故の原因は、同機が地上滑走中に浮揚し、同機の基本的な飛行の要領を把握していなかった操縦者が、不時着を試みた際、低速度の状態で機首上げ操作を行つたため失速に陥ったことによるものと推定される。

**607004**

事故現場見取図

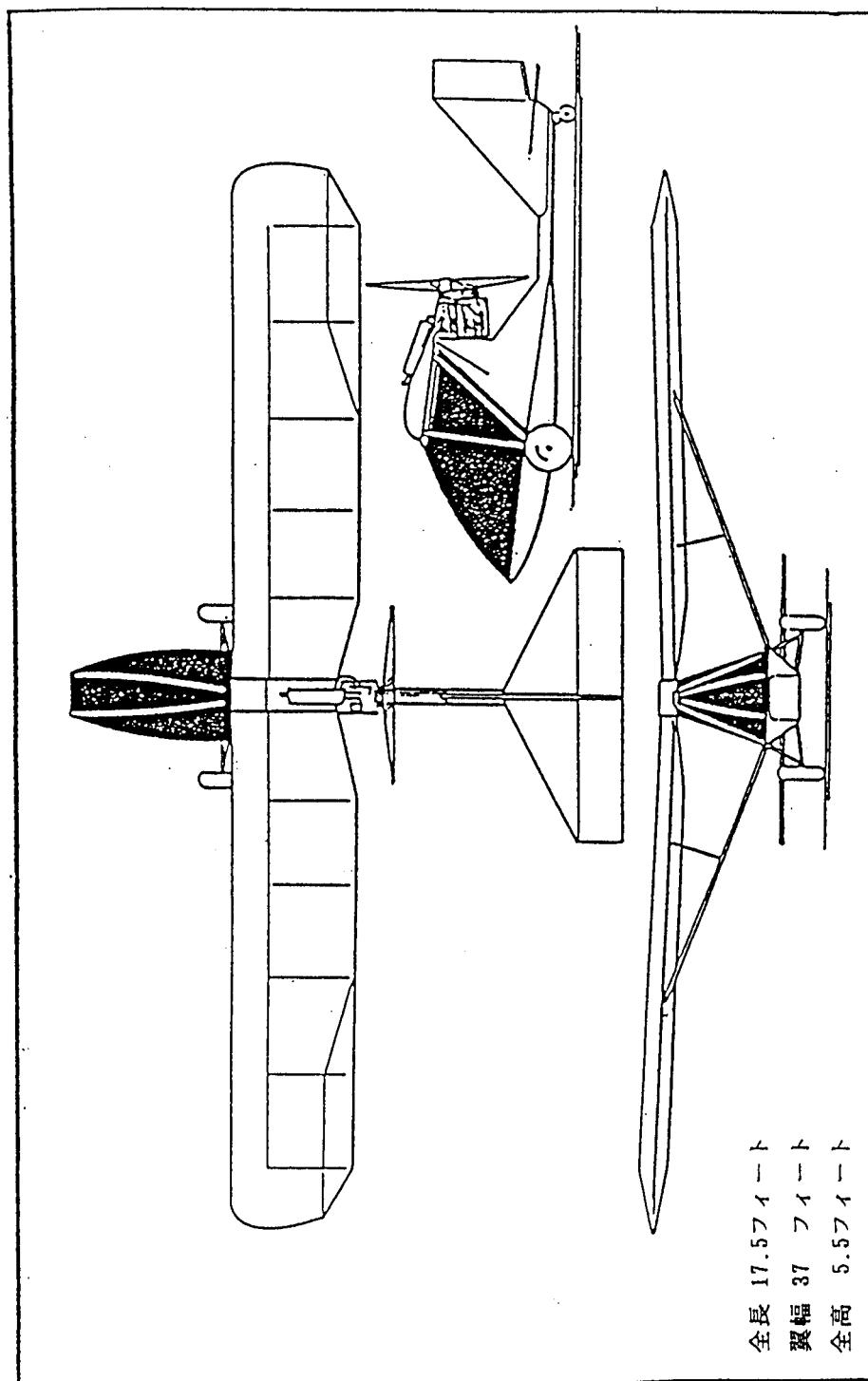
付図1



**607005**

付図2

バー・ドマソ式チヌークWT-2S型 超軽量動力機（参考図）



607006